



受領ってなんのこと？



A. 利用者負担額の受領、のことかしら？

事業所は、保護者から利用者負担額の支払いを受けるときには、領収書などを交付しなければいけないのよ。

そのほかに、事業所が提供することで、利用者の有益性を向上させ、日常生活に必要となる費用で、保護者に負担してもらうことが適当と認められるものについても、サービス提供にかかる費用とは別に、実費相当額として支払いを求めることができるの。

たとえば、創作活動にかかる材料費、とか紙パンツ代、個人の歯ブラシ代とかになるわね。

でも、実費相当額については、あまりよくわからない名目の費用の支払いを求めることはできないわ。

お世話料、とか管理協力費、共益費、施設利用補償金とかはダメね。

きちんと費用の内訳が明記されてないといけないのよ。

また、金額は実費相当額の範囲内で行われること、となっています。

実際は100円だけど、大変だったから手間代込みで150円というのはアウトね。

レシートなんかが必要になってくるわね。

事業所にパソコンがあって、インターネットがいつでも使えるから通信費をみんなで割り勘、っていうのもアウト。

一律に提供したからといって、画一的に支払ってもらう、というのはいけないのよ。

あくまで個人的なもので、利用者の希望を確認したうえで提供されるもの、をいうのね。

日常生活に必要となる費用、の支払いについては、書面にしなければいけません。

なにに使ったのか、いくらだったのか、なぜ支払いを求めるのか、その理由を書面にして保護者に確認してもらうのよ。

そのうえで説明をして同意をもらう、という手順が必要になるわ。

法定代理受領というものもあって、簡単に言うとサービス提供にかかった費用の約9割相当額を、保護者に代わって事業所が受け取る制度だったわよね。

詳しくは「[国保連ってなに？](#)」を読んでみてね。

市町村から給付費の支給を受けている場合は、保護者に対して、事業所に支払われる給付費の額を書面で、代理受領のお知らせ、などで通知しなければいけません。

自己負担額のない家庭にも、もれなく通知しなければいけないのよ。

《MENU》

《指定基準って、なに？》

《多機能型って？》

2022-06-27 掲載